

デ 国 第 110 号
令和 3 年 12 月 1 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄
(公 印 省 略)

情報処理の促進に関する法律第五十一条第一項第八号に基づく依頼について

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第八号に基づき、下記の事項について同号に規定する調査研究及び必要な取組を行うことを依頼します。

記

自律移動ロボットのうち無人航空機及び車両（以下「無人航空機等」という。）について、我が国において中長期的には年間 500 万フライトを上回るなど活用され、社会的課題の解決や産業の発展につながる将来像を具体化し、その実現に必要なベース・レジストリ、三次元空間地図、運行管理システム、飛行・運転制御システム、機体等状態管理システム、取得情報分析システムなど、運用及び管理を行う者が異なる複数の関連する情報処理システムとの連携の仕組み（アーキテクチャ）を描いて令和 4 年 7 月までに提出し、その後、整備すべきデータ連携基盤の具体の仕様を作成すること。その際、①無人航空機等及び周辺環境に関するデータの収集及び伝達の仕組み（三次元空間地図を相互にリファレンス可能とするために必要な基準の設定、三次元空間地図のリアルタイム性の確保やリアルタイム性を確保できない場合の代替となる仕組み、自律移動ロボットの利用者や所有者を認証する仕組み、自律移動ロボットが互いを認識するための ID 等の仕組み、鳥や有人機等のリアルタイムでの飛行情報を把握する仕組み、様々な運行システムの運用を前提とした際に必要な標準通信規格の特定、API やデータフォーマットの仕様の具体化、脆弱性情報、飛行禁止・停留可能区域情報、障害物情報（信号機、標識、電柱・電信柱の位置・形状、送配電線など）、通信環境情報（ある空間において LTE が使用できるかどうか等）、

運行者情報、資格情報、機体情報（空間座標、機種、ソフトウェアバージョン、電池残量、LTE 通信（操縦・映像伝送）の可否など）、インフラメンテナンス関連情報（点検・修繕の計画・報告・修繕に関する情報など）、農業関連情報（播種、施肥、農薬散布、害獣監視、生育状況、収穫量に関する情報など）、物流関連情報（集荷、配達、所要時間に関する情報など）のデータ収集・伝達の仕組み等）を含めた無人航空機等を利用するためのデジタルインフラ、②自律移動ロボットを取り巻く環境の変化に柔軟にデータ連携基盤を対応させるために必要な、環境・リスク分析、ゴール設定、システムデザイン、運用、評価、改善といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくための仕組み、③既に存するデータやシステムの実態を踏まえデータ入力・連携を可能な限り簡易に行えるようにするとともに、データ連携基盤を通じた運用がタイムラグなどを生じずに軽快に行えるようにするなど、データ連携基盤を使用するユーザーのユーザービリティを向上するための仕組み、④プライバシーやサイバーセキュリティを確保（機微な情報の漏えい防止、データの悪用防止、データ改ざん等によるシステム全体への影響の防止等）するための仕組みについても検討を行うこと。また、無人航空機等に関する ISO 規格や米国 ASTM 規格など国際基準・標準の動向を把握し、整合を図ること。

以上